

令和8年度太子町都市公園等遊具設置工事（設計・施工）プロポーザル実施要領

1. 目 的

本工事は、太子町の都市公園等において、公園利用者に喜ばれる魅力ある遊具を設置するため、受注を希望する業者から豊富な知識と経験に基づく遊具設置の提案を公募によるプロポーザル方式により募集し、優れた提案者を当該工事請負候補者として選定することを目的とする。

2. 都市公園等の概要

(1) 工事箇所

聖和台第1公園	大阪府南河内郡太子町聖和台4丁目10
中山第2公園	大阪府南河内郡太子町大字山田823-105
葵公園	大阪府南河内郡太子町大字山田789-7

(2) 平面図

別紙図面のとおり

3. 工事概要

(1) 工事名

令和8年度太子町都市公園等遊具設置工事

(2) 発注方法

本工事は、提案を受けた上で、実施設計及び施工を一括発注する設計・施工一括発注方式の工事とする。

(3) 工事の内訳

- ①実施設計
- ②既設遊具撤去（基礎含む）工事
- ③新設遊具の設置工事

(4) 施工場所

別紙位置図のとおりに

(5) 工事期間

契約締結日の翌日 ～ 令和9年2月26日

(6) 総工事上限価格

4,599,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

各公園の費用割合は、概ね聖和台第1公園60%、中山第2公園15%、葵公園25%程度とする。

(7) 遊具設置に関する仕様

別紙1のとおりに

4. 参加資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 町の令和7・8年度入札参加有資格者名簿（建設工事）で登録がある者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法の規定による更生計画が認可されているものを含む。）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（同法の規定による再生計画が認可されている者を含む。）
- (5) 太子町建設工事等入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者。
- (6) 本町との契約において、談合等の不正行為があったとして、損害賠償請求を受けていない者（当該請求に係る損害賠償金を納付し者であれば可。）
- (7) 太子町契約からの暴力団排除措置要綱の規定による入札参加除外措置要件に該当しない者。
- (8) 参加申込者と直接的かつ恒常的（3月以上）な雇用関係にあり、（社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士又は、2件以上の複合遊具の設置経験がある土木施工管理技士若しくは造園施工管理技士の資格を有する者を主任技術者として配置できること。

※本工事において、複数の法人等によるグループ提案は認めない。

5. 参加申込

本プロポーザルの参加申込者は、参加申込書等を下記期間内に提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②配置予定技術者届出書（様式第2号）
- ③地方自治体の管理する都市公園等で、遊具設置工事の施工実績を2件以上有する書類（契約書の写し等）

(2) 受付期間

令和8年9月4日（金）～令和8年9月11日（金）

(3) 提出先

太子町 まちづくり推進部 地域整備課（太子町役場 庁舎2階）

(4) 提出方法 ①～③のいずれかの方法による

- ① 持参（午前9時から午後5時まで）
- ② 一般書留郵便、簡易書留郵便、対面授受が可能な送付（9月11日（金）午後5時までに必着）
- ③ ロゴフォームによるオンライン申請

6. 現地確認

本プロポーザルの参加申込者は、現地設置箇所について搬出入口や設置スペースの確認を行うこと。

7. 質問等

本プロポーザルに関する一切の質問は、質問書（様式第3号）により行うこととし、メールのみの受付とする。電話・来庁等口頭による質問は受け付けない。

（1）受付期間

令和8年9月4日（金）から令和8年9月11日（金）午後5時まで

（2）提出先

太子町 まちづくり推進部 地域整備課（担当：松井）

E-mail : tiikiseibi@town.taishi.osaka.jp

※送信後、必ず受信確認の電話を太子町まちづくり推進部地域整備課までお願いします。
TEL 0721-98-5523

※質問回答書については、9月16日（水）に町ホームページに掲載します。

8. 企画提案書の提出

本プロポーザルの参加申込者は、提案書を作成し下記期間内に提出すること。

提案数は1社につき2提案までとする。

（1）提出書類

①企画提案書（様式第4号）

完成予想図（パース図）、遊具の特徴及びコンセプト、遊具の構造図、配置計画図等を添付すること。

※完成予想図（パース図）については、PDFデータも提出すること。

②工事費内訳書（様式第5号）

（2）提出部数

①企画提案書は、A4サイズに統一（折り込み可）し、8部提出すること。（2提案する場合は、各々整本すること。）

※提案者が判らないよう会社名等を記載しないこと。

②工事費内訳書は、会社名・社印を記名押印の上、整本1部提出すること。

（3）提出締切

令和8年9月30日（水）午後5時まで

※土日祝除く

（4）提出先

太子町 まちづくり推進部 地域整備課（太子町役場 庁舎2階）

（5）提出方法

持参（午前9時から午後5時まで）

若しくは一般書留郵便、簡易書留郵便、対面授受が可能な送付（9月30日（水）午後5時までに必着）

9. 提案書等に係るプレゼンテーション

プレゼンテーションは実施しない。

10. 審査・選定

(1) 審査方法

提出された企画提案書に基づき、各審査員が「提案書評価基準」（別紙2）に基づき採用したい遊具の順位づけを行う。

(2) 選定

合計点が最も高かったプロポーザル提案者を工事請負候補者とする。

なお、合計点が同じ場合は、工事費内訳書の金額が低いプロポーザル提案者を工事請負候補者とする。金額も同じ場合は、地元選出審査員の点数により決定する。

(3) 審査結果等の通知・発表

審査結果等については、提案者に文書にて通知する。尚、異議申立は受け付けない。

11. 契約の締結

審査により工事請負候補者に選定された者と契約を締結する。

ただし、辞退等により契約締結に至らなかった場合は、次に合計点の高かったプロポーザル提案者と契約締結を行う。

12. プロポーザルの日程

手 続 き	時 期
プロポーザルの公告・実施要領の公表	令和8年9月4日（金）
参加申込書受付期間	令和8年9月4日（金） ～令和8年9月11日（金）
質問書の受付期間	令和8年9月4日（金） ～令和8年9月11日（金）
質問書に対する回答日（予定）	令和8年9月16日（水）
企画提案書の提出締切日	令和8年9月30日（水）
審査期間（予定）	令和8年10月上旬
最終審査結果の通知・公表（予定）	令和8年10月中旬
工事請負契約締結（予定）	令和8年10月中旬

13. 著作権及び提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出された提案書、並びに提案目的物の概要図、及び構造図の著作権は、それぞれプロポーザル提案者に帰属するものとする。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用したプロポーザル提案者に帰属するものとする。

(2) 提出書類等

太子町は、本プロポーザルに関する評価、選定、及び公表においてプロポーザル提案者の承諾を得ずに企画提案書が無償で利用できる。

1 4. 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した全ての経費は、参加申込者の負担とする。

1 5. 失格事項

参加申込者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 総工事費の提案上限金額4, 599, 000円(税込)を超える見積金額の提案があった場合。
- (2) 「4. 参加資格要件」を満たしていない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合
- (5) 審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (6) その他本要領に違反すると認められる場合

1 6. その他

- (1) 提出された書類は、工事請負候補者の審査・選定を行うために複写して使用することがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出書類の加除修正は認めない。
- (4) 当該工事の契約が成立するまでの間において、工事請負候補者が「1 5. 失格事項」に該当することとなった場合は、当該工事請負候補者との契約を締結しない。

1 7. 問合せ先

太子町 まちづくり推進部 地域整備課(担当:松井)

電 話: 0721-98-5523

FAX: 0721-98-4514

E-mail: tiikiseibi@town.taishi.osaka.jp

住 所: 〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地